

栄小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。よって、その行為は決して許されるべきものではありません。いじめられている子供がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、学校、保護者、地域が子供のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、子供自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、栄小学校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定並びに国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）及び青森県いじめ防止基本方針（平成29年10月）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、栄小学校いじめ防止基本方針を策定しました。

栄小学校いじめ防止基本方針では、いじめの防止等の取組を円滑に進めていくことを目指し、すべての子供の健全育成及びいじめのない学校の実現を方針の柱としています。

栄小学校においては、栄小学校いじめ防止基本方針を策定し、学校におけるいじめの防止等を推進する体制づくりを確立するとともに、迅速かつ適切に重大事態等に対処します。

目次

- 1 いじめ防止に関する基本的な考え方
- 2 いじめとは
- 3 校内体制について
 - (1) いじめ防止対策委員会
 - (2) いじめ防止を組織的に取り組むための確認事項
- 4 いじめの未然防止
 - (1) 学級づくりを基本としたいじめを許さない子供の育成
 - (2) 学年・学級をこえた交流で築く望ましい人間関係とコミュニケーション能力
 - (3) 児童が主体となる活動を通じた、いじめのない学校づくり
 - (4) スクールカウンセラーの活用
- 5 いじめの早期発見・早期対応
 - (1) 実態把握－早期発見のための多面的な観察
 - (2) 具体的指導と組織的対応の展開
 - (3) 保護者との連携
- 6 重大事態への対応
 - (1) 重大事態とは
 - (2) 重大事態の報告
 - (3) 重大事態の調査の実施
- 7 いじめ防止のための指導プログラム

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるとの認識に立ち、いじめは絶対に許されるものではないという毅然とした態度を全校に浸透させる必要がある。自らの学校にもいじめは存在するという問題意識を持ち、学校と家庭地域の関係機関との連携を密にし、全校あげていじめの防止に取り組む。

そのために、教育相談体制の充実を図り、日頃からの望ましい信頼関係をベースとした学級経営に努め、全校をあげての正義や思いやりの心の育成、学校不適応の解消を目指す。

2 いじめとは

いじめとは、本校に在籍している児童に対して、当該児童と一定関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 校内体制について

(1) いじめ防止対策委員会

①構成員

○校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭

※会議等の進行は教頭が行う。

○必要に応じて外部専門家の参加できるよう人選を進める（検討事項）

②役割

○基本方針に基づく取り組みの実施や、計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

※学校評価にいじめ防止の取り組みに関する項目を設定し、基本方針や具体的な取り組みについて見直し、改善を図る。（学校評価委員との連携）

○いじめの相談や通報の窓口となる。（個人で問題を抱え込まない仕組みづくり）

○いじめや問題行動に関する情報の収集と共有を行う。

○いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施するための中核となる。

(2) いじめ防止を組織的に取り組むための確認事項

①指導方針、重点及び内容について全職員が共通理解し、共通実践をする。

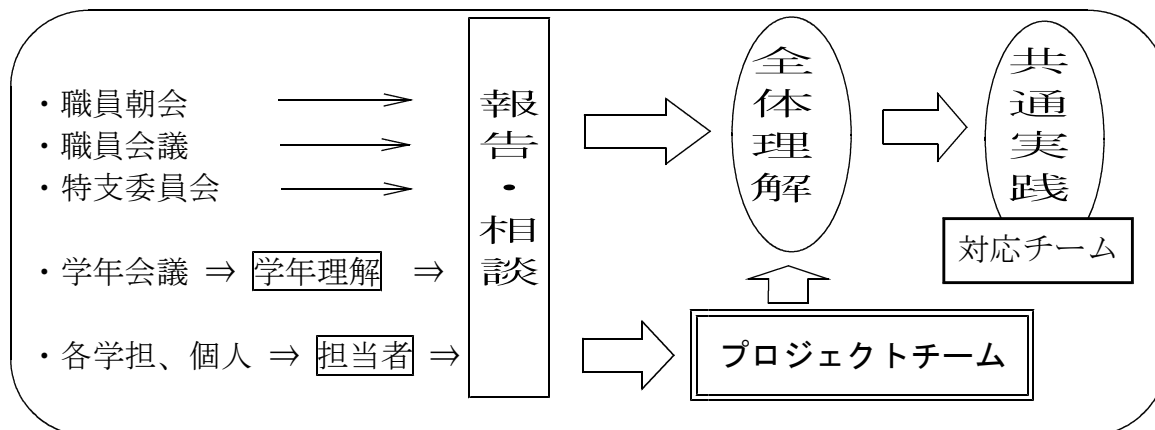
②学年会議、職員会議等での情報交換を密にし、問題行動の未然防止としての予防的・積極的な生徒指導を行い、早期発見、早期指導に努めるとともに機動的な指導体制で臨む。

③定期的に生徒指導部会を開き、実態についての情報交換、問題解決のための対策の検討を行い、全職員に情報提供をする。

④緊急を要する問題が発生した時、または問題行動が見られた時は、**プロジェクトチーム**を編制し、チームとして対応策を検討すると共に、対策についての情報等を全職員に連絡し共通理解に努める。

⑤プロジェクトチームの構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、関係児童の担任、関係児童の学年主任として、必要に応じて外部専門家の参加を要請する。

◆共通実践まで◆



4 いじめの未然防止

(1) 学級づくりを基本としたいじめを許さない子どもの育成

① 学年・学級経営の充実

- ・教師の受容的、共感的態度による、互いを認め合い・高め合う子どもの育成
- ・思いやりの心の育成

※正しい言葉遣い ⇒ 「キモイ」「ウザイ」「死ね」など人権意識に欠けた言葉への指導

- ・規律の確立と自発的活動の尊重による、切磋琢磨し合う子どもの育成
- ※学級でのルール作成<年度当初>

② 授業の充実

- ・わかる・できる・楽しい授業の構築
- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり

③ 道徳教育の充実

- ・人権意識の高揚を図る授業
- ・いじめを題材に取り上げ、いじめを許さない心の育成を図る授業

(2) 学年・学級を越えた交流で築く望ましい人間関係とコミュニケーション能力

① たてわり班活動

- ・たてわり清掃、あいさつ運動、児童会活動(こんにちは集会・なかよし集会・さよなら集会)等で

② 異学年交流

- ・授業を通じた交流活動(上学年が下学年の児童に教える)

(3) 児童が主体となる活動を通じた、いじめのない学校づくり

- ・児童会による、いじめ防止のための啓蒙活動(ポスターづくりや声かけ)

(4) スクールカウンセラーの活用

- ・スクールカウンセラーとの面談による、心の安定化

5 いじめの早期発見・早期対応

(1) 実態把握 ― 早期発見のための多面的な観察

- 学担の日常の対話や観察から
- 保護者からの「チェックリスト」を生かした学担による教育相談から
※6月と11月の教育相談月間の活用
- 教科担当教師やクラブ、委員会、部活動担当等との情報交換から
- 養護教諭や生徒指導主任、スクールカウンセラーとの情報交換から
- 学年会議、職員会議等の話し合いから
- 「なかよしアンケート」の調査から
- 参観日等での保護者懇談や家庭訪問、個人面談での情報交換から

(2) 具体的指導と組織的対応の展開

①いじめ等の情報（気になる情報）の収集

- ・子どもの様子、訴え、言動などから。
- ・報告、連絡、相談 ⇒ 担任は一人で悩まない。
独断で判断し、解決をあせらない。

必ず報告する

②対応チームの編成

- ・校長、教頭、生徒指導主任、学級担任、学年主任、養護教諭
- ・必要に応じて柔軟に編成する

③対応方針の決定・役割分担

1) 情報の整理

2) 対応方針

- ・緊急度の確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認

3) 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の児童と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当、関係機関への対応担当。

④事実の究明

- ・いじめの状況、きっかけ等をじっくり聞き、事実に基づいた指導を行えるようにする。事情聴取の段階では、叱責や注意をして謝らせたり、当事者同士の話し合いで解決しようとするような指導は絶対に避ける。
- ・聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況をとらえているもの）→加害者の順に、必ず場所を変えて別々に行う。
- ・食い違いなどが無いよう、複数の職員で確認しながら進め、秘密を厳守する。

⑤指導と対応

◆被害者への対応

- ・被害者を最後まで守り通す。
- ・いじめられている子の心の痛みを受け止め、精神的不安を取り除く。
- ・今後の指導について伝え、見通しが持てるようにする。
- ・いじめは許さないこと、いつでも相談を受け支援し続けることをしっかり伝える。
- ・自己肯定感を喪失しないよう、子どものよさを認め、励ます。
- ・継続的に心のケアをしていく。

◆加害者への対応

- ・いじめを行った子には、その背景や心理を理解しながらも「絶対に許されない」という強い認識と毅然とした態度でのぞむ。
- ・加害者であることを自覚させ、いじめの辛さを考えさせ責任転嫁等を許さない。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- ・被害者の不平や不満、満たされない気持ちなどにも耳を傾けさせる。
- ・児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

◆観衆、傍観者への対応

- ・関係者間だけの問題ではなく、学級や学年全体の問題として対応する。
- ・被害者の立場に立って考えさせ、直接手を下さなくても、いじめを認め手助けしたことになることを分からせる。
- ・いけないと思う事はしない、注意する、友達や先生に相談することが、いじめを許さない学級作りにつながることを考えさせる。

(3) 保護者との連携

- 学校での様子などを日常的に伝えるようにする。問題があった事実、それをどのように指導したかも含め、様々な機会をとらえて情報を伝える。
学級だより、懇談、個人面談等
- 保護者が気になることを学校へ確認し、気軽に情報提供ができるよう、日常的に働きかける。
- 文書よりは電話で、電話よりは面談で情報交換するよう心がける。
- 問題があった際は、保護者へ事実を正確に伝え、子どもへの支援や方針などについてきちんと説明して理解を求め、問題が解消するまで継続的に指導をする。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - 児童が自殺を企画した場合
 - 児童が身体に重大な障害を負った場合
 - 児童が金品を奪われた場合
 - 児童が精神性の疾患を発症した場合
- ②児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - 年間の欠席が30日以上の場合
 - 連続した欠席の場合は、状況に判断する。

(2) 重大事態の報告

学校が重大事態と判断した場合、教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査の実施

- ①調査組織の設置
いじめ防止対策委員会が対応するが、状況に応じて人選をして対応チームの編制をする場合もある。また、専門的知識及び経験を有する者、当該事案の関係者と直接人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。
- ②事実関係を明確にするための調査の実施
- ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ④調査結果を教育委員会に報告
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置

7 いじめ防止のための指導プログラム

時期 (いつ)	目的	実施内容等 (何を)	場面 (どこで)	対象 (だれに)	実施者 (だれが)	備考
4月	学級集団・ 社会性の 素地づくり	・「いじめ防止基本方針」の確認と共通理解	職員会議	教職員	教頭	
		・「いじめ」の認知といじめアンケートについて	職員会議	教職員	生徒指導部	
		・学級開き(いじめのないクラスを)	学級活動	児童	学級担任	
		・人間関係づくり(グループ・アプローチ)	学級活動 学年集会	児童	学級担任 学年主任	
		・たてわり班組織会・こんにちは集会	児童会活動	児童	児童会担当	
		・教育相談実施に向けた共通理解	職員会議	教職員	生徒指導部	
		・学校いじめ防止基本方針の説明及び啓発	参観日	保護者	教頭	
		・学校なかまアンケートの実施①	学級の時間	児童	学級担任	
		・いじめ・不登校対策委員会	放課後	いじめ防止 対策委員会	校長	
5月	子どもを知り、信頼関係をつくる	・アセスの実施と分析	学級活動	児童	学級担任	
		・SC活用共通理解(計画)	職員会議	教職員	生徒指導部	
		・前期教育相談の実施について	職員会議	教職員	生徒指導部	
		・特別支援校内委員会①	放課後	特別支援 委員会	特別支援コー ディネーター	
		・異学年交流の実施	授業	児童	学級担任 学年主任	
		・学校なかまアンケートの実施②	学級の時間	児童	学級担任	
6月	実態把握と 児童理解	・保護者チェックリスト①	教育相談週間	保護者	学級担任	
		・教育相談①	教育相談週間	児童	学級担任	
		・特別支援校内委員会②	放課後	特別支援 委員会	特別支援コー ディネーター	
		・学区教育研究会情報交換会	開催校	各学校 生徒指導部	会長校 生徒指導部	
7月	効果的 指導方法の 確認	・学校なかまアンケートの実施③	学級の時間	児童	学級担任	
		・生徒指導情報交換会①	放課後	教職員	生徒指導部	
8・9月	実態把握と 児童理解	・学校なかまアンケートの実施④	学級の時間	児童	学級担任	
		・個人面談	夏季休業中	保護者	学級担任	
		・特別支援校内委員会③	夏季休業中	特別支援 委員会	特別支援コー ディネーター	
		・生徒指導実践講習会	夏季休業中	教職員	SC	
		・生徒指導記録カードの整理	夏季休業中		学級担任	
10月	効果的 指導方法の 確認	・校内いじめ防止作品展(絵画・標語)	特別活動	児童	児童会担当	
		・学校なかまアンケートの実施⑤	学級の時間	児童	学級担任	
		・なかよし集会	児童会活動	児童	児童会担当	
		・道徳(人権教育)	道徳	児童	学級担任	
11月	効果的 指導方法の 確認	・学校なかまアンケートの実施⑥	学級の時間	児童	学級担任	
		・保護者チェックリスト②	教育相談週間	保護者	学級担任	
		・教育相談アンケート	教育相談週間	児童	学級担任	
		・教育相談②	教育相談週間	児童	学級担任	
		・特別支援校内委員会④	放課後	特別支援 委員会	特別支援コー ディネーター	
12月	自己肯定 感・自尊感 情を育てる	・道徳(善悪の判断、自律、自由と責任)	道徳	児童	学級担任	
		・教育相談結果共通理解	職員会議	教職員	生徒指導部	
		・学校なかまアンケートの実施⑦	学級の時間	児童	学級担任	
1・2月	自己肯定 感・自尊感 情を育てる	・インターネットの安全な利用についての出前授業	授業	児童	学級担任 担当	
		・学校なかまアンケートの実施⑧	学級の時間	児童	学級担任	
3月	自己肯定 感・自尊感 情を育てる	・生徒指導情報交換会②	放課後	教職員	生徒指導部	
		・さよなら集会	児童会活動	児童	児童会担当	
		・学校なかまアンケートの実施⑨	学級の時間	児童	学級担任	
3月	自己肯定 感・自尊感 情を育てる	・生徒指導情報交換会③	放課後	教職員	生徒指導部	
		・学校なかまアンケートの実施⑩	学級の時間	児童	学級担任	